

広島市規則第12号

令和8年3月11日

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島市立看護専門学校学則（平成5年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出しを「（自己点検評価等）」に改め、同条第1項中「を図る」を「に資する」に、「学校の教育活動その他の学校運営」を「文部科学大臣の定めるところにより、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備」に改め、「自ら」の右に「点検及び」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 学校は、少なくとも毎年度1回、前項の規定による点検及び評価の結果を踏まえた臨地実習の関係者その他の学校の関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2条第1項の表中「専門課程」を「特定専門課程」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。